

第117回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和2年3月6日(金)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊

大臣官房審議官 山内 達矢

行政相談企画課長 砂山 裕

行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議題

(1) 審議案件

① 本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものにしてほしい(新規案件)

② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について(新規案件)

(2) 経過報告

① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一(第115回及び第116回付議案件)

② 養子縁組里親における育児休業期間の見直し(第112回、第113回、第114回及び第116回付議案件)

(3) 結果報告

① 給与支払報告書(総括表)の様式統一化(前回付議案件(あっせん))

② 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収(第114回及び第115回付議案件(改善措置状況))

③ NHKの受信契約の解約手続等の周知(第115回及び第116回付議案件(推進会議の審議を踏まえた改善))

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものにしてほしい

(新規案件)

(松尾座長)

今回、日本郵便で検討し始めているということは一歩前進だと思う。いろいろな意見があるかと思うので、どういう形でやっていくかも含めて意見を頂きたいと思う。

質問になるが、事前に視覚障害者であることが届出されている場合について、これは具体的にはどういう状況か。

(事務局)

届出としているが、実質的には視覚障害者の方から郵便局に対して申し出があった場合には、郵便局の方で配慮して点字なり音声コードができるかといった趣旨である。

(松尾座長)

現在、そうなっているのか。

(事務局)

現在は、本人限定受取郵便ではやっていないが、点字について、書留などで、視覚障害者の方から申出があり、郵便局の方でこの人が視覚障害者だと認識があれば、不在の場合には点字カードがポストに入れられる。

(松尾座長)

この問題が、量的にはどの程度の話なのかというのが一つあると思う。そして、情報の届出というのは、現実には、ある郵便局を調べたらこうだったとか、あるいは全体的には日本郵便の方で把握しているのはこの程度だったというのは分かるのか。

(事務局)

そこまでは、確認していない。

補足するが、最近5年くらいでどのくらい相談が来ているか、対外的に説明していないが、本件と同じような要望は1件あって、それ以外に障害関係がもう1件あると聞いている。障害関係の相談はそれほど多くないようだ。日本郵便からもらったデータではないが、視覚障害者は約30万人位いるということだと思う。30万を母数として、この30万人の方の中で、黄色の不在通知を使いたいという人から届けが郵便局にあれば、お応えができるということになっているということで、この30万を母数に考えた時に何人くらいかということ、そこまでは把握していないというのが現状であ

る。最初に議論となった、届出（申出）の方法が分からないということも課題かもしれない。

（松尾座長）

視覚障害といっても、この資料の中でも1級から6級程度まで段階がある。全く見えない人も何十万単位でいるという話があった。そういうことを届出なり、担当の郵便局に言っておけば、配達の際に不在であれば、不在通知に、点字等でこんなことが来ていますということを言ってくれるのかどうか。その当該障害者の間ではどの程度知っているのか、それともまだほとんど、知られていないのか。それも、結局今後どうするかにかかわるが、どんな感覚か。

（事務局）

どこまでこういった方法があることを熟知しているかについては、そこまで調べていないが、ただ、視覚障害者団体に聞いたところ、こういった取組をやるということであれば、そういったことを事前に視覚障害者に分かってもらうということが重要になるという意見を聞いている。このため、視覚障害者の方へ周知することが重要でないかと考えた。

（松尾座長）

つまり、現状はどの段階かということが分からない。その辺りは、これからいろいろな改善策を講じて、負担の問題や現実に可能かといういろいろ検討があるが、それを経た上で前向きにする方向で考えているのか、こういう大きな障害があるから難しいとするのか。その一つの指標として、現在の居住地に60年も住んでいると、郵便局の人はほとんど知り合いとなる。郵便局は地域に根ざした日本郵政の出店のようなもの。よほど難しい状況を把握しろというのではなく、この人は視覚障害者であるから、郵便について、取扱いを注意しないといけなくらいのことは、私の居住地を担当する郵便局では、承知してくれていることだと思う。その辺りは、日本郵政そのものはどんな感覚か。

（事務局）

調べていないので確認する。

（松尾座長）

典型的な郵便局をいくつか調べれば、そもそも視覚障害者からそういった話がどの程度あるのか分かるのではないか。ここに届出としているけれども、郵便局としては、どう届出しているのか。それが台帳とかを用いて行っているか分からないが、視覚障害の場合の留意すべき住人がいれば、それと照らし合わせてポストに不在票を入れると同時に、点字付きものを入れておけば返事が来ることになり、丁寧だということになると思う。その辺りの、日本郵政の把握の現状や、実際の活動がどうなっているのかによって、ここでの議論もまた変わってくる。視覚障害者や障害者全般に言えるこ

とかもしれないが、その情報自体を地域で共有されてしまうというのもありえるか。積極的に共有して助けて下さいと言える人は別だが。世話になっている感覚があるから、そこまでお願いするとか、郵便局に行って、私のところへ来て不在だった場合は、点字で入れておいてと言えるのか言えないのかも含めた現状の把握というものがないと、身体障害者に対する日本郵政の取組としては、いかななものかなという感じがあるかどうか。

(事務局)

最後のところだが、視覚障害者だということを郵便局で把握していれば、書留など配達する際は、点字カードを一緒に持って行くようだ。

(梶田委員)

それは分かるが、本人からの申し出があれば別だが、郵便局側からは、プライバシーの問題もあり、人によると思う。今やっているのは、本人からの届出や申出があったて動くというのが基本形なのか。

(事務局)

調べていないところがあったので、どういった形でこれを把握しながらやっているか。どういうデータを持ってやっているのかというところは調べさせてもらう。その上ででない、何も無いのに改善を促すという話にもならないということだと思う。そこは、確認・調査したいと思う。

(高橋委員)

調べてもらうのであれば、後天的に視覚障害になった人というのは点字の訓練を受けていないので、全体の障害の方の中でのそういう方の割合も調べた方がよい。それは厚労省になるかもしれない。何かの形で調べていただくのが良い。その結果で、点字だけでいいのか、音声コードも含めてなのかという話になってくると思う。身内に緑内障の者がいる。高齢者が緑内障で目が見えなくなったら、今更、点字という話にならないので、そういう人の割合もどうなっているか調べてもらえるとよい。

(南委員)

中途失明者の数は分かると思う。眼科学会とかで把握しているのではないか。今は中途失明の方がかなり多いので、点字はそこまで普及しない。視覚障害と一言で言うが、視野が狭くなって、見えなくなる人だとか、ものすごくいろいろな視覚障害がありますので、どこまで調べるか分からないが、少なくとも今、高齢化社会で、緑内障による失明や、糖尿病性網膜症とかがすごく多く、それは概数を分かると思う。普通、中途失明した場合、点字はもう無理なので、それで音声コードの必要性が問われるのだと思う。

(齋藤委員)

音声コードもあった方がいいというお話との関連で、資料の表「(参考) 現状での視覚障害者への対応状況」で、一つ考えられるのは、基本型だけ電話対応がない。そこに電話を入れれば1つ埋まるというのがあり、考えられる改善事項の一つだと思う。ただこれは、オペレーション、手間がかかるからという話があった。それで本人限定受取郵便以外で行っている不在連絡票、これは座長の話にあったように、ここがどれくらい使われているのか、そこの敷居がどのくらい高いのかということの確認が必要だと思う。その上で、本人限定受取郵便での扱いを検討していくということか。ただ確認だが、そうすると、対応は点字だけということか。

(事務局)

音声コードを付与するということは検討していきたいというスタンスと受け止めている。

(齋藤委員)

相談内容等から封筒に点字、あるいは点字プラス音声コードということが考えられたが、それに代替するもので、不在者連絡票の活用も考えられるとすると、やはり、現状どのくらい申し出がスムーズかということを知りたいというのが大事である。

(小野委員)

いずれにしても後天的な、目の不自由な方のことを思えば、点字と音声コードとなるか。数等論拠をしっかりと調べなければならないが、点字だけで分からない方を知っていて、困っているということも分かるので、改善されれば大変結構なことだと思う。ぜひ前向きに検討していただきたい。

(松尾座長)

そうすると、後天的な人を考えると、点字と音声とになるか。その場合に、現実の現場の動きのようなものをイメージしてみると、日本郵便も調べてあると思うが、まず、そういう配達先で視覚障害者がいるのかいないのか。例えば、障害の程度は、何級かによって違うと思うが、業務遂行上で、日本全体で100人200人のレベルでなく、場合によると万単位で届出が寄せられる訳である。その中で、日本郵便では、これまでこの情報を把握した場合の日本郵便内部の意識の程度というか、必ずしも変える必要はないのだというような話が過去にもあったようだが、それについての対応が、ある程度検討する方向になっているように思う。それは、現在の検討の段階でどうなっているのか、一所懸命やっていて、それでも費用対効果を考えると、ちょっと手が及ばない部分があるとすればどこか。日本郵便の姿勢とこれまでの努力も議論の前提として承知したいということだと思う。

(梶田委員)

災害等あった時に、社会的弱者、お年寄りもいらっしゃるし、他の障害者の方もいらっしゃる。そういった時に、その人たちをどうやって把握するのかという時に、現実的には、私などが住んでいる都会のマンションなど、どういう人が住んでいるか、住んでいるマンションの中ですら分からない。公的機関がそういうことを把握するとしても、どの程度つかめるものなのか。今やっているのは、あくまで本人の申し出、あくまで申出が無いとつかめないという話なのだけれども。いろんな情報をつかんでやるにはどういう方法があるかなというのとは他の分野でも難しいのかという気がする。

(松尾座長)

コロナみたいに、突然発生して右往左往するという話ではなくて、日本郵便自体は、日本の郵便制度を背負っている訳で、何度も問題に直面しており、記録が残っていない訳がないと思う。

(梶田委員)

視覚障害者かどうかは、田舎に行くほど分かると思う。

(松尾座長)

先天的な視覚障害の方などは、障害者手帳を持っておられる。そういうところからアプローチして、情報があまり拡散するというのはご当人にとってよくない面もあるものだから、日本郵便は業務の形態として、出されたものは対応しなければならないという責務を負っている訳である。その情報なり密度なりというのは、最大の責任が日本郵便にある。それについて、今までどうやってきたのか。この苦情は、今このように議論しているが、それは日常的に起こっているものだと思う。先天的か後天的かは別にしても。そういうような現状をどう把握していて、少なくとも今日段階では、日本郵便の中のペーパーなり記録なり台帳なりに、この辺りはどう書かれているのか。それについて、できる限り、費用対効果もあるため、組織としてやれることの限界はあるけれども、こういうことをやってきたということを、まずは確認するべきである。

調査した視聴覚障害者の団体について、これはいろいろな団体があるということか。

(事務局)

そのとおり。

(松尾座長)

今度は当事者として、そういうところはどうなっているのかという風に個別に知りたい場合もあるだろうし、日本郵便はどこまでやってくれるかということも、場合によったら、こういった団体に聞くと、いろんな問題意識とともに資料を持っている可能性がある。少なくとも日常的に日本郵便はそうした団体とやりとりする必要もあるだろう。

(江利川委員)

申し出の仕組みをとっているというのは、視覚障害者でも、目の見える家族が一緒にいてカバーできている場合は問題がなく、目の見えない人だけの世帯というところが問題になるので、申し出を受けて対応しているのではないのかと思う。日本郵便がしらみつぶしに調べなければいけないということでもないという感じがする。それと、音声コードというのは、印刷ですぐにできるのであれば、費用がかかる話ではなく点字に付けてやるだけならば、必要などころには音声コードを付けてやればいい。複数の情報伝達手段があればやったらいいいし、電話連絡もやったらいいい。しかし、視覚障害者の世帯の把握とか音声コードの費用とか、実態がどのようになっているかもう少し分かる必要があり、そうしないと最終判断しにくい。

(梶田委員)

障害者の実態に一番詳しいのは、地域の社会福祉事務所（協議会）か。身体障害者手帳は、どこに行けばもらえるのか。

(小野委員)

市町村の役所で分かるはず。

(事務局)

まず医療機関で、障害者手帳の申請をするように指導すると思う。自治体に対して出すように。

(梶田委員)

そういう情報は、どういう何歳のどういう方がどこに住んでいて、何級の手帳をもらっているかというのは、その役所の方へ行けば分かるということか。

(事務局)

ただ、日本郵便の方にそれを流す訳にはいかないと思う。日本郵便はあくまで、そこまではしないのではないかと思う。

(梶田委員)

日本郵便はどこと相談したり連絡をしたりすれば視覚障害者の情報を把握できるのか。

(事務局)

日本郵便が自分で把握しに行くというのは、かなりハードルが高い。一応確かめてみるが。いわゆる特定郵便局は、まさに地域のことを良く知っているし、自分のところでデータを持っていると思う。そういう対応をしているかもしれないが、おそらくたいいていの方は、ご家族で住んでおられる。現代的な考え方としては、高齢の一人暮らしの方が必然的に増えていく訳である。一人暮らしで、かつ、視覚障害という方が、今の趨勢では、一時的かもしれないが増えていくかもしれない中での新しい問題が出てきているのだろうという気がしている。いずれにせよ、先ほど来話題になっている

のは、一体どうやっているのだろうかという話が委員の皆様のご関心事項であるので、確かめてみないと話にならないので確かめさせていただくということによろしいか。
(松尾座長)

日本郵便では、電話連絡の扱いは、オペレーションの増加に繋がるということを言っている。実態としてはそうかもしれないが、電話でやるのが一番適切であり、早いというケースもあるのではないかと思う。特に、後天的に視覚がなくなった方には、電話でこういうのが来ているというのを言うこと自体が、それほど業務の増加に繋がるとは思えない。そのところは、少なくとも視覚障害者の情報の中で、この人は電話連絡の方が早くて的確だということ台帳に記録しておけば、配達する前に、そもそもこういうのが来ているかどうするかというのを電話でやれる訳だから。そういうことも含めて、トータルとして、日本郵便としてどうしたいのかということである。いろいろ注文が来ても、受けられないものはあり、この範囲のものはさらに検討して、できるものとできないものに対応を仕分けするなど、いろいろ言ってくる可能性はあると思う。そういうことで現状がどうなっているかをまず確認する。そもそも分量的にはどのくらいあるのかも含めて、ある程度、議論の土台になる情報を出してくださいということ、すなわち、この件についての日本郵便のサービスの内容を知りたい。それを改めてお願いして、それに基づいて議論すると日本郵便の検討の現状にも合うのではないか。

(事務局)

委員の皆様に一応お聞きしておきたいのは、本人限定郵便、差し出した本人は届かないと困る。郵便局の配達債務というか、契約上の配達の債務履行のための行為としてどこまで求められるかというのは、あくまで差出人と郵便局との関係である。郵便局がやることなのか、この場合、差出人はどこまでやるかが求められるのか。その辺を含めて、郵便局の方の考え方を聞かせてもらうのがいいのでは。

(松尾座長)

ただ、今問題になっている本人限定受取郵便物というのは、105円ほど余計に取っている。そういう前提で日本郵政がやっている。

(事務局)

その契約内容をどこまで考えるかということ。例えば現金書留の場合には、内容のお金のことを証明すると同時に電話番号を聞かれると思う。この実務は、こちらの方はどうなのか。差出人の電話番号も含めてだが、いろいろな情報の考え方があると思うので、そういうところから整理していく。

(松尾座長)

広い範囲での日本郵便の現状というとなかなか出てこないと思うので、この問題に絞って、本人限定受取郵便物の着実な到着、あるいは受け取りに。日本郵便ではこれ

までどういう問題があつて、どのように解決してきたか、現状に残っている問題は何かというのを聞いた方が早い。

(事務局)

その意味から、前向きにと言っているので、現状どうなっているかということを確認したい。

(松尾座長)

それによって、音声コードと点字が、ANDなのか、ORになるのか、その辺りも含めて、日本郵便がどういう風に考えているのか。その上で、もう一回議論したらどうか。まずは、そういう調査をしてもらおう。

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（前回付議案件）

(江利川委員)

形式的な問題点の指摘だが、何か具体的に、こういうことが問題なのだ、というようなものはあったのか。

(事務局)

周りの人で、不服がある人もいるのではないか、また、そういった場合に、不服を申立てることができるのに、そのことが書かれていないと、不服申立てができなくなるのではないか、という話で、具体的な話ではない。

(江利川委員)

「周りの人」というのも具体的ではなく、実際に不服を持っている人、困っている人がいる、ということではないのか。

(事務局)

そのとおり。

ただし、概して、行政相談の窓口で電話をかけてくる方は、何か具体的に支障がないというようなことはよく言われますが、ご本人が何か抱えていることはある。事実としては、「何もつかめていません。」としか説明できませんが、6割方は何か裏がある、と考えたほうが良いと考える。

(江利川委員)

そこは推測ということになる。ただし、具体的な中身によって、対応の仕方というようなものが出てくるのではないかと思う。もう少し詳細に分かれないと、どこをどうすればという議論ができない。可能性があるというのは私も分かるが。

非常につまらない話だが、私が若い頃、30代に、大学時代の同級生と会う機会があり話していたときに、同級生が「年金って給料上がっても保険料が上がらない。」と言っていた。

「いや、そんなことはない。給料が上がれば、保険料も上がりますよ。上がっていつて、将来の年金額に反映される」と説明しても、「いや、俺は全然上がらない、最

近。」と言う。よく聞くと、同級生は30代で(標準報酬の等級の)上限に達していて、この場合は、給料は上がっても、保険料はもう上がらない。

いろいろな人が、いろいろなことに疑問を持ったりするが、事業主、実際には会社の福利厚生を担当者に確認すると、納得がいたり、思い違いであったということも考えられるのではないだろうか。そういう様々な場合があるときに、大きく制度論として議論するのが適当なのだろうか、そこが気になったので、聞いてみた。

(事務局)

詳しくはないのだが、今、委員がおっしゃったことに近いのかな、というのが、第三者委員会のときに、自分の身分が自分の思っているのと違うと、他の同僚と一緒にだったのだが、私だけ年金の記録がないという案件があり、疎明して、年金記録がこちらの落ち度で無くなった、と推定して処理したものがある。驚くほど、身分が本人の認識と違っているような場合は、おそらく処分の結果、通知自体は配布されないような気がしますが、もし仮に配布されればそういう問題はクリアできるのかもしれないと、実際には、そういう問題はあるようだと考える。

(江利川委員)

それは、先ほど言った、ねんきん定期便による年金額の通知があり、その記録におかしな点があれば、本人は日本年金機構に確認するという道がある。

(事務局)

ただ、ねんきん定期便と、実際の処分にはタイムラグがあり、不服申立期間に障ることになる。

(江利川委員)

そういうこともあるわけだから、何が問題なのか、ということが分からないと、制度を改正して、そこまでやる話なのかと。一番肝心なのは年金額ですよ。給与に基づき決まる標準報酬等級が、年金額に毎月反映される。毎年通知が行き、おかしいと思えば確認できる。そういうこと以外に、何を訴えたいのか。そこが分からないと、議論をどうしていいか、空中に浮いているものを議論しているようで、土台に足がつけられるのだろうか。また、このことが、会社員が加入する厚生年金だけでなく、公務員の共済も共通しており、そう考えると、具体的な問題が見えないという感じがする。

(高橋委員)

この問題は、教示義務をどう考えるかという話だと考える。

審査請求前置主義が規定されているので、審査請求がなく、審査請求が可能な期間を徒過してしまうと訴訟にもいけない。このため、前置がかかっている、不服申立期間がありますよ、ということをお知らせすることは、権利救済の観点からはすごく重要な話である。

そういった意味では、法令の適用としてどうなのかと思う。EUでも、権利救済の手段の教示はEU市民の権利だと言われているぐらいで、権利救済制度は使われないと意味がない。権利救済制度があることを教えること自体が、権利救済の中身として入っている。このことは、行政不服審査法制定後、行政事件訴訟法の改正で、訴訟についても教示を入れたという全体の流れからもいえる話であり、制度論として問題があるのではないというのが1点である。

また、被保険者が「処分の相手方」ではない、というのがよく分からない。この場合、「標準報酬月額を決める」ことが処分である。保険料の納付については、確かに事業主は被保険者負担分と事業所負担分を併せて納付しなければならないのであるが、本来的には「標準報酬月額を決める」ことが処分である。

租税の場合は、納税者が納税してしまえばいいだけである。これに対し、年金の場合は将来の年金額が決まってしまうことにつながるので、このこと自体が、被保険者の将来受給する年金という権利義務に関わってくる話である。

そういった意味では細かい話はあるかも知れないが、現在取られる保険料額も決まり、将来の年金額が決まるという意味において、直接的な利害関係にある者に伝えない、というのは、制度上は疑問がある。これは直してもらわないといけないと思っていたのだが、齋藤委員、行政法学的な問題としていかがか。

(齋藤委員)

法律の制度論としては、私も高橋委員と同じ見解を持ちます。利害関係人とする、請求があったときに伝えればよいとなるが、この場合の被保険者は違う。自分が払わなければならない保険料額や、将来の年金額に関わります。

行政不服審査法の解釈にプラスして、厚生年金保険法でも、事業者は年金機構から通知が来たら、これを被保険者に通知しなければならない、とある。そうすると、被保険者の重要な地位に鑑みれば、教示のほうも込みで通知すべきだという解釈も有り得ると思うので、制度的な部分は、高橋委員と同じである。

ただし、今回の相談を基に、全部見直すということまで持つて行けるかどうか。事務局の説明のとおり、共済も同じ建付けになっている。

一方の考え方だと、具体的な支障は分からないが、芽としては出てきているので、建付け的に変な部分を見直していくのもあり、また、そこまで至っていないということであれば、何らか中間的な策として、相手方に出された意見を提供していくということもあると思う。

それだけだと抽象的だが、役所は申出があったときだけ通知すればいいと言っているにもかかわらず、教示を付けて示している団体もある。こういうことをどう考えるか、実際に教示している団体の例を出しながら検討することを求めていくこともあると思う。対照的なのがN県の共済組合で、「通知を受け取った際に、皆さんに行っていただく手続はございません。」という案内をしている例がある。標準報酬月額が高

すぎるとしても、何もできないような文言で、これは問題である。先ほどの事務局の説明では、標準報酬月額に裁量の余地はないという話もあったが、市町村によっては健康保険の額が、その人の収入に比べて高いとして訴訟になった例もある。そういうこともある中で、N県共済組合のような例は、これでいいのかと聞いてみるのもよいかと思う。

(松尾座長)

私も、法務省にいた頃、いろいろな法案を作る際に、内部の決裁を終えた後に、内閣法制局に行った。仮に、この案件だと、内閣法制局で「何故これだけないのか」と言われる。他にあって、これだけないのですよね。利害関係人の不服申立に係る注意事項が。これは、権利義務の関係でいえば大変大事なことで、受け取る方の意識としては、「不服申立、どうするのだろうか」とならないか。おそらく、私が担当者として内閣法制局に行き、内閣法制局の担当者から、「何でこれだけ無いのか」と言われると、答えに窮するだろうなど、これは困ったなあという部類の話ではないか。高橋委員がおっしゃったような感覚なら書かなければいけないし、内閣法制局から「ちゃんと書いておくべきではないのか」と言われそうな事項である。

(梶田委員)

行政不服審査法の第82条第1項、第2項において、必ず教示しなければならない、とある。

この、被保険者の立場について、第82条第1項に規定する「処分の相手方」と解釈していないということなのだろうと思うが、実体的に見れば、どうしてそういう解釈をしているのだろうかという気がします。

しかし、第2項の「利害関係人」であっても、「教示してはいけない」とは言っていないので、教示することはできるし、被保険者に教示することが行政不服審査法に違反する、という話ではない。先ほど、共済組合が変なことを書いている事例の話があったが、こういう事例を踏まえると、「教示をするように」としたほうがいいか、という考え方もある。

一方、以前、ねんきん定期便で、勤務の期間が、私が実際に勤めていた期間よりもずっと少ない期間となっていたことがあった。これは変だなと思って、色々調べてみたところ、まず、役所の会計課に行って聞いてみたら、地方公共団体に勤務していた期間がごっそり抜けていることが分かり、地方の共済組合のデータが統合されていなかった、ということであった。このように、記録に疑義があるときに、いきなり不服の申立ということではなく、まず相談に行くのは職場である。江利川委員もおっしゃっておられたが、被保険者が標準報酬について不服があるという場合に、実際にどういう行動をされるのだろうか、直接、年金機構に相談をされるという実態があるのだろうかという疑問もある。

(江利川委員)

標準報酬は、給料に基づき機械的に決まるものなので、裁量の余地がない。数字の誤り、ということはあるかもしれないが。

あとは、被保険者が制度をよく知らない、という場合に、標準報酬は月給が20万円台になると2万円ごとという幅のある等級の区分なので、疑問が生ずることはあるだろう。例えば給料が21万5千円であっても標準報酬は丸められてしまうので、将来の年金額が減ってしまうのではないか、また、保険料が多く取られてしまうのではないかなど、このような疑問が生じることは考えられるが、標準報酬の制度の仕組みをよく説明すれば、分かってもらえるところもある。

このように、標準報酬の決定について疑問があっても、事務担当者に聞けば解決できる部分が多い。

厚生年金は、制度上の義務者は事業主ではないか。このため、年金機構は、事業主に対して、現行の取扱いでも「処分の相手方」として、審査請求手続の教示を行っているのではないか。

一方、事業主と従業員の関係については、標準報酬の不服がある場合において、審査請求を案内するやり方、まずは事務担当者に確認するよう案内するやり方、両方のやり方があると思う。ただ、従業員の標準報酬の決定に係る疑問の多くは、制度がよく分かっていないことにより生じる疑問だと思われる。

(高橋委員)

以前、デジタル化で社印省略の議論の中で、会社から年金機構に対し提出する書類について、社印を省略することはできないかという問題について議論をした。その際、厚労省の担当者に「社印は絶対に必要です」と言われた。会社の中には、保険料を安くしたいので、標準報酬等級を実際の給与より低く申請しようとする場合がある。このため、会社が責任を持って届出をしたもの、ということの証明の意味で、社印は必要とのことであった。

標準報酬等級を実際よりも低く申請しようとするケースもあることを踏まえると、やはり、不服を言えるということ、すなわち、従業員にとって、不服を申立てる手続が分かる、ということが重要なのではないか。

(小野委員)

事業所は、大企業ばかりではなく、零細の事業所もある。零細の事業所では、担当者の事務経験が乏しいことにより、計算誤りのような初歩的なミスが生じてしまうケースもある。

今回の件は、事業所が標準報酬を通知する際に、審査請求手続の案内を1行入れてあげるかどうかの話だと思うのだが。事業所も、全てが年金に係る事務処理に長けているわけではないので、間違えることはある。

(江利川委員)

従業員には、ねんきん定期便で、毎年、保険料をいくら払っていて、将来、年金がもらえるのかについて通知される。その中で、誤りがあれば知らせてほしいとしているので、現在の取扱いで、不服を申立てる道が閉ざされてしまっているというわけではない。

また、私も、必要はないとまでは言えないが、加入者が何千万人もいるので、標準報酬決定についての疑問について、何でもかんでも年金機構に聞かれるようになっても対応しきれなくなるので、事業所の福利厚生担当者に聞けば分かる内容であれば、事業所の担当者に聞いてもらわないといけない、そういう仕分けがしているのではないかという気がする。標準報酬決定についての疑問について、どこがどう対応するのか、そのへんの分担のあり方の話であると考えます。

(梶田委員)

N県共済組合の例を見ると、審査請求の教示について、書いていないことでこういうことになってしまうのかなあという問題もある。教示について書くタイミングをどうするか、ということは考慮しなければならないが、現在、一連の全世代型社会保障制度の見直しに着手しているところでもあり、何らかの機会に併せて、このような問題事例が発生しないような方策を検討する必要があるのではないだろうか。

(江利川委員)

今回の問題は、事業主から事業所内部（従業員）へ伝達する場合におけるやり方の注意、ということではないか。

(高橋委員)

私も、法令解釈が間違っている、という形式的な解釈論に拘泥する意図はない。運用の問題として、どのように対応していくか、時間をかけてでも丁寧に議論していただければと考える。

(松尾座長)

今国会に提出されている法律案（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案）を作るときに、今回の標準報酬等級の決定時における審査請求手続の教示の問題について、何か書かれているのだろうか。

(事務局)

サマリーとして公表されているが、直接記載されてはいない。

我々も、行政相談を通じて大事な指摘を受けたが、このことのみを切り出して制度改善ということが難しいのであれば、この年金制度の機能強化にかかる法改正全体像の中で、時間をかけてでも浸透させるという方法もいいのではないかとと思われる。

(松尾座長)

法律案を作るときに、担当部局において「解説書」を書くが、その「解説書」の中では、今回の問題について意識されているのだろうか。

(事務局)

その点については確認していない。

(松尾座長)

この法律案の担当が解説書を書く段階において、標準報酬等級の決定時における審査請求手続の教示の問題に当たらないはずがない。

利害関係人が、不服がある場合どうするのか、解説書には少なくとも、「同じようにできますよ」と書くべきではないだろうか。書きながら、「法律上、どこかに書いておけばよかったな」と思うかもしれない。

このようなことは、法律案の所管部局が作成する解説資料の中には出てこないのか。

(事務局)

ご議論いただきありがとうございます。

今日いただいた様々なご意見については、事務局において、必要なものは厚労省に聞いたうえで、論点として整理して参りたいと思いますが、いかがか。

(松尾座長)

分かりました。教示はあったほうがいいと思われるが、何故、そのことが明記されていないのか。素朴な疑問が残るので、何らかの説明をしてもらうべきと考える。

(2) 経過報告

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第 115 回及び第 116 回付議案件）

事務局から、前回の推進会議の審議結果を踏まえ、現場（金融機関）の実情やニーズを把握するため、3月中に金融機関にアンケートを依頼し、その結果を基に、関係行政機関（警察庁及び金融庁）の実務ベースでの検討を進めていく予定である旨を経過として報告した。

養子縁組里親における育児休業期間の見直し（第 112 回、第 113 回、第 114 回及び第 116 回付議案件）

事務局から、前回の推進会議の審議結果を踏まえ、厚生労働省では、今後、年度内の各都道府県における里親委託の推進のための取組に注視しつつ、「委託措置前の外泊の在り方」について検討を進めていくこととしている旨を経過として報告した。また、引き続き、適期に、事務局から推進会議にも状況の報告を行うことを説明した。

(3) 結果報告

給与支払報告書（総括表）の様式統一化（前回付議案件（あっせん））

事務局から、前回（第 116 回、令和元年 12 月 9 日開催）の推進会議を踏まえて、令和 2 年 2 月 20 日にあっせんに至ったことを報告した。

また、自治税務局の改善措置状況については、同局から令和 2 年 6 月 30 日を期限として回答を求めており、その内容は推進会議にも報告することを説明した。

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（第 114 回及び第 115 回付議案件（改善措置状況））

事務局から、厚生労働省から受領した改善措置状況の回答の内容を報告した。

併せて、厚生労働省が、令和 2 年 2 月 28 日に、総務省からのあっせんに踏まえて実施した、被保険者の保険料納付手続の利便性向上のため実施されている市区町村の取組についての情報収集結果をとりまとめ、都道府県、市区町村及び後期高齢者医療広域連合にフィードバックする通知を発出したことを報告した。

NHKの受信契約の解約手続等の周知（第 115 回及び第 116 回付議案件（推進会議の審議を踏まえた改善））

標記案件について、NHKが、推進会議の審議を踏まえて自主的に改善を図った内容について、審議を踏まえ、総務省ホームページへの掲載により、情報を発信したことを報告した。

以 上